

権利変換の処分の公告

本組合の施行区域内における権利変換計画について平成27年2月6日付け岡市整第248号により岡山市長の認可を受けましたので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称
岡山市中山下一丁目1番地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合 理事長 角南総一郎
3. 事務所の所在地
岡山市北区本町4番18号コア本町
4. 権利変換計画に係わる施行地区に含まれる地域の名称
岡山市北区中山下一丁目1番101、102、103、104、
105、106、107、108、109、110、111、112、113、
114、115、116、117、118、119、120、121、122、
123、124、125、126
5. 権利変換期日
平成27年2月27日
6. 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成27年2月6日

平成27年2月6日

岡山市北区本町4番18号 コア本町
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合
理事長 角南総一郎

